

令和 6 年度 1 0 月定例委員会

○ 日時：令和 6 年 1 0 月 1 6 日(水) 1 3 : 0 0 ~ (議事)

○ 場所：梶原町役場 2 階 議場 (大会議室 1)

出席：農業委員 中平紀善会長・上田和弘・谷川恵美・中岡勝寿・押川収一
推進委員 久岡健一・岡林勝・中平勝也・高橋亀一郎
事務局 大川事務局長、宮岡慎太郎・中平知砂
欠席 川上厚志・

事務局	皆さんこんにちは。 本日、川上委員から欠席と連絡がありましたので全員出席となりました。 只今から 1 0 月定例会をはじめさせていただきます。 中平会長ご挨拶のほどよろしくお願いいたします。
中平会長	皆さんこんにちは。 本会は午後からの開催となり、委員の皆様におかれましてはご多用のところご出席頂きましてありがとうございます。 季節も本格的な秋が到来し、稲刈りも越知面地区の一部が残っているだけで大部分は終了していると思います。 また、今年は天候にも恵まれ順調に稲刈りが終了していると思います。 本日は議案としてはありませんが、その他の件で事務局よりご説明がございます。 また、終了後オンラインによる研修会が開催されますので今後の活動に活かして頂きたいと思います。 本日の議事はその他の件が 1 件ございますので署名員は押川委員と谷川委員にお願いします。 それでは、その他の件で農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届け出書の報告につきまして事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは、その他の件で農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の報告です。 以前は 2 か月に 1 回報告をさせていただいていたものですが、本年は 4 月から報告ができておりませんでしたのでまとめて報告をさせていただきます。 こちらは相続等の手続きが完了しますと農業委員会のほうにその報告をしていただくようになっております。 今年度 4 月からで、17 件の相続の案件がございます。 行政書士の方を通じて手続きをされている方は指導を受けて提出をしていただ

	いていますが、個人でやられる方については農地法第3条の3第1項の規定というものが周知をされていなくて提出をされていないというところがあります。 また、農業委員さんにもご協力をいただきまして、相続をしたよという話があった時に、このような書類を提出したかよというふうに確認の声掛けをしていただき、役場のほうに相談に来ていただくよう声掛けをお願いいたします。 手続きに必要なものは、登記の完了書と全部事項証明書の二種類を提出していただきます。 基本、農地の提示があれば受付もコピーもこちらでしますので、周りで相続が完了された方がいらっしゃれば声掛けのご協力をお願いいたします。 以上で農地法第3条の3第1項の規定による届出書の報告を終わらせていただきます。 もう1件報告をさせていただきます。 10月の定例会に合わせて3条の申請が出ておりましたが、今回取り下げをしています。 内容としましては、登記地目が宅地、現況地目が農地となっている案件でして、会長や高橋推進委員さんと一緒に現地確認に行き、航空写真と照らし合わせた結果、実際農地はありますが、その地番については擁壁の一部で農地ではないと判断させていただき取り下げをしました。 今までは下が宅地で上が農地で実際あるのは農地といった案件はあまり出てきていませんでしたが、法務局の手続きでは現況を見るため、法務局での名義変更が通らず農業委員会にこのような案件が今後出てくるのがなくはないのかなと思います。 実際そうなった場合は、現況地目は農地にさせていただき、農業委員会にかけ、通常の案件として扱っていきたいと考えています。 今回は現地が農地ではなかったということで取り下げをさせていただいております。 以上、取り下げについての報告です。
中平会長	ただいま事務局よりご報告がございました。 この件につきまして何かご質問はございませんか。無いようでしたら来月の予定を決めさせて頂きたいと思います。 来月の開催日を11月22日 金曜日、午前9時より開催させて頂きたいと思います。 以上で本会を終了させて頂きたいと思います。 このあとで、オンライン研修会が開催されますのでお願いいたします。 有難うございました。

議事録署名

担任 収-

谷川 恵美